



発行 東京都

目次

16

条 例

- 東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例…………… (東京都人事委員会) …… 三
- 東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例…………… (東京都選挙管理委員会) …… 三
- 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …… 三
- 東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例…………… (東京都監査委員) …… 四
- 東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (財務局) …… 四
- 東京都都税条例の一部を改正する条例…………… (主税局) …… 五
- 東京都宿泊税条例の一部を改正する条例…………… (同) …… 六
- 東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …… 六
- 東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …… 六
- 東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…………… (東京都収用委員会) …… 六
- 東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例…………… (生活文化スポーツ局) …… 七
- 東京都スポーツ施設条例の一部を改正する条例…………… (同) …… 七

条例のあらまし

● 東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二八号)

- 一 東京都人事委員会委員の給料及び報酬の額を引き上げます。
- (例) 常勤の委員の給料
  - 月額 八六四、〇〇〇円 ↓ 八七三、〇〇〇円
- 二 旅費及び費用弁償に係る規定を改めます。
- 三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

● 東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 (条例第二九号)

- 一 東京都選挙管理委員の報酬の額を引き上げます。
  - (例) 委員長
    - 月額 五二四、〇〇〇円 ↓ 五三〇、〇〇〇円
  - 二 費用弁償に係る規定を改めます。
  - 三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。
- 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三〇号)
- 一 選挙長等の報酬の額を引き上げます。
  - (例) 選挙長
    - 月額 一一、四〇〇円 ↓ 一一、五〇〇円
  - 二 費用弁償に係る規定を改めます。
  - 三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三一号)

一 東京都監査委員の給料及び報酬の額を引き上げます。

(例) 常勤の識見監査委員の給料

(一) 代表監査委員

月額 八六四、〇〇〇円 ↓ 八七三、〇〇〇円

(二) その他の監査委員

月額 八四八、〇〇〇円 ↓ 八五七、〇〇〇円

二 旅費及び費用弁償に係る規定を改めます。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三二号)

一 東京都議会議員の議員報酬の額を引き上げます。

(例) 議長

月額 一、二七四、〇〇〇円 ↓ 一、二八八、〇〇〇円

二 費用弁償に係る規定を改めます。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都税条例の一部を改正する条例 (条例第三三号)

一 民間事業者等が設置した一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税について、課税標準に乗じる特例割合を定めます。

二 商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準が六五パーセントを超える場合に、六五パーセントの水準まで税額を減額する措置を、令和七年度も継続します。

三 小規模住宅用地に係る都市計画税を二分の一とする軽減措置を、令和七年度も継続します。

四 都民税の法人税割に係る超過課税を令和一二年九月三〇日まで五年間延長します。

五 この条例は、令和七年四月一日ほかから施行します。

●東京都宿泊税条例の一部を改正する条例 (条例第三四号)

一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和四年法律第六八号) の施行による地方自治法 (昭和二十二年法律第六七号) の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。

二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三五号)

一 東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬の額を引き上げます。  
勤務一日につき

二八、一〇〇円 ↓ 二八、四〇〇円

二 費用弁償に係る規定を改めます。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三六号)

一 東京都固定資産評価員の報酬の額を引き上げます。  
勤務一日につき

二八、一〇〇円 ↓ 二八、四〇〇円

二 費用弁償に係る規定を改めます。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三七号)

一 東京都収用委員会委員及び予備委員の報酬の額を引き上げます。

(例) 会長

- 月額 五二四、〇〇〇円 ↓ 五三〇、〇〇〇円
- 二 費用弁償に係る規定を改めます。
- 三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例(条例第三八号)

- 一 私立学校法の一部を改正する法律(令和五年法律第二二号)の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都スポーツ施設条例の一部を改正する条例(条例第三九号)

- 一 利用料金の上限額を改定します。  
(例) 夢の島公園アーチェリー場多目的広場(興行使用)  
一日一平方メートル当たり 六八円 ↓ 八三円
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

条 例

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十八号

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「八十六万四千元」を「八十七万三千元」に改め、同条第二項中「五十二万四千元」を「五十三万円」に、「四十三万円」を「四十三万五千元」に改める。
- 第三条第一項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他

の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都人事委員会委員の給与等に関する条例第三条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十九号

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十二年東京都条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に、「十種とし」を「九種とし」に改める。

別表中「五二四、〇〇〇円」を「五三〇、〇〇〇円」に、「四三〇、〇〇〇円」を「四三五、〇〇〇円」に、「二六、三〇〇円」を「二六、六〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例第五条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十四年東京都条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「一万一千四百円」を「一万一千五百円」に、「八千九百円」を「九千円」に改める。

第三条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例第三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第三十一号

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都監査委員の給与等に関する条例(昭和三十九年東京都条例第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「八十六万四千元」を「八十七万三千元」に改め、同項第二号中「八十四万八千元」を「八十五万七千元」に改め、同条第二項中「四十三万円」を「四十三万五千元」に改め、同条第三項中「二十三万八千元」を「二十四万一千円」に改め、同条第四項中「一万六千七百円」を「一万六千九百円」に改める。

第三条第二項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に、「十種」を「九種」に改める。

附則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都監査委員の給与等に関する条例第三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第三十二号

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和二十二年東京都条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「百二十七万四千元」を「百二十八万八千元」に、「百十五万円」を「百十六万二千元」に、「百六万二千元」を「百七万三千元」に、「百四万三千元」を「百五万四千元」に、「百二万五千元」を「百三万六千元」に改める。

第七条第一項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に、「十種」を「九種」に改める。

第八条中「若しくは航空賃又は宿泊料」を「航空賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第七条第一項及び第八条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第三十三号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。  
第四十条の五第三項中「同条第一項」を「法第七十二条の八十九の二第一項」に改める。

第四十八条の二十四第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十六条第三項ただし書中「及び道路交通法(昭和三十五年法律第五十五号)第九十条の規定により交付された運転免許証(第八十五条の五第二項において「運転免許証」という。)」を削る。

第八十五条の五第二項中「申請書」を「申請書にその事由を証明すべき書類を添付して、これを」に改め、「及び運転免許証」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 運転免許証(道路交通法(昭和三十五年法律第五十五号)第九十二条の規定により交付された運転免許証をいう。)又は免許情報記録(同法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。)の番号及び有効期間の末日

第一百三十三条の十六第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第十一条中「令和二年十月一日」を「令和七年十月一日」に改める。

附則第十四条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 法附則第十五条第四十一項(同項第一号に掲げる施設に係る部分に限る。)

三分の一

附則第十五条の二(見出しを含む。)中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改める。

附則第二十条中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同条第一号中「同条第一号イ」を「同条第二号イ」に改める。

附則第二十条の二(見出しを含む。)中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条の五第三項及び附則第十四条の改正規定 公布の日

二 第四十八条の二十四第一項及び第一百三十三条の十六第一項の改正規定並びに次項及び

附則第三項の規定 令和七年六月一日

(経過措置)

2 前項第二号に定める日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第十二条に規定する懲役(有期のもの)に限る。以下「懲役」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役は、その刑と長期及び短期を同じくする

有期拘禁刑とする。

4 この条例による改正前の東京都都税条例(以下「旧条例」という。)附則第十一条の規定は、令和七年十月一日前に終了した各事業年度分の法人の都民税については、なおその効力を有する。

5 前項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の東京都都税条例附則第十二条の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは、「東京都都税条例の一部を改正する条例(令和七年東京都条例第三十三号)附則第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の東京都都税条例附則第十

一条」とする。

6 旧条例附則第十五条の二の規定は、令和六年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

7 旧条例附則第二十条及び附則第二十条の二の規定は、令和六年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十四号

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例

東京都宿泊税条例（平成十四年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。  
 第十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十五号

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年東京都条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八千円」を「二万八千四百円」に改める。

第四条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「昭和二

十三年九月東京都条例第百二号」を「昭和二十三年東京都条例第百二号」に改める。

附則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例第四条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都固定資産評価委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十六号

東京都固定資産評価委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例

東京都固定資産評価委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十年東京都条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八千円」を「二万八千四百円」に改める。

第四条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「昭和二十三年九月東京都条例第百二号」を「昭和二十三年東京都条例第百二号」に改める。

附則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都固定資産評価委員の報酬及び費用弁償に関する条例第四条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十七号

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「五二四、〇〇〇円」を「五三〇、〇〇〇円」に、「四三〇、〇〇〇円」を「四三五、〇〇〇円」に、「二八、一〇〇円」を「二八、四〇〇円」に改める。

第三条第二項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に、「十種」を「九種」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例第三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十八号

東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例

東京都私立学校教育助成条例（昭和五十三年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都スポーツ施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十九号

東京都スポーツ施設条例の一部を改正する条例

東京都スポーツ施設条例（平成元年東京都条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表十一の部(一)の款イの項中「六八円」を「八三円」に、「三四円」を「四一円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都スポーツ施設条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る利用料金（夢の島公園アーチェリー場多目的広場の興行等使用に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
三鈴印刷株式会社  
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号  
101-0051

